

かしょう あかしし よういくひ かん じょうれい あん
(仮称) 明石市こどもの養育費に関する条例 (案)
かか いけんこうほ てつづき ぱぶりっくこめんと
に係る意見公募手続 (パブリックコメント) について

1 じょうれいせいいてい もくてき
1 条例制定の目的

ほんしでは、こどもを核としたまちづくりを進めるにあたって、こどもの成長
に欠かせない養育費をきちんとこどもに届けられるよう、こどもに寄り添う支
援を行ってきました。こどもの養育費確保支援に関する施策を総合的かつ継続
的に推進するために、新たな条例の制定に向けた検討を進めています。つきま
しては、条例をより良いものにするため、みなさまからの意見を募集します。

2 いけんこうほてつづき
2 意見公募手続について

(1) ほしゅうあんけん
(1) 募集案件

かしょう あかしし よういくひ かん じょうれい あん
(仮称) 明石市こどもの養育費に関する条例 (案)

(2) ほしゅうきかん
(2) 募集期間

ねん れいわ ねん がつ にち きん
2023年 (令和5年) 1月6日 (金)

ねん れいわ ねん がつ にち ど ひつちやく
～2023年 (令和5年) 2月4日 (土) まで ※必着

(3) 意見^{いけん}を提出^{ていしゅつ}できる方^{かた}

- ① 市内^{しな}にお住まい^すの方^{かた}
- ② 市内^{しな}に事務所^{じむしょ}又は事業所^{じぎょうしょ}を有^{ゆう}されている方^{かた}
- ③ 市内^{しな}に通勤^{つうきん}又は通学^{つうがく}されている方^{かた}
- ④ 市内^{しな}において事業活動^{じぎょうかつどう}や市民活動^{しみんかつどう}を行う方^{かた}又は団体^{だんたい}

(4) 資料^{しりょう}の閲覧^{えつらん}場所等^{ばしょなど}

① 市ホームページ^{しほーむぺーじ}での閲覧^{えつらん}

市ホームページ^{しほーむぺーじ}の「意見公募^{いけんこうぼてつづき}手続^{てつづ}（パブリックコメント^{ぱぶりっくこめんと}）」の「意見募集^{いけんぼしゅう}を行っている案件^{おこなあんけん}」のページ^{ぺーじ}から資料^{しりょう}をダウンロード^{だうんろーど}することができます。

② 窓口^{まどぐち}での閲覧^{えつらん}

執務時間^{しつむじかん}内^{ない}であれば、下記^{かき}の場所^{ばしょ}で資料^{しりょう}を閲覧^{えつらん}することができます。

ア 行政情報^{ぎょうせいじょうほう}センター^{せんたー}（市役所本庁舎^{しやくしょほんちようしゃ} 1階^{かい}）

イ 各市民^{かくしみん}センター^{せんたー}

（大久保市民^{おおくぼしみん}センター^{せんたー}、魚住市民^{うおずしみん}センター^{せんたー}、二見市民^{ふたみしみん}センター^{せんたー}）

ウ あかし総合^{そうごう}窓口^{まどぐち}（パピオスあかし^{ぱぴおす} 6階^{かい}）

エ 市民相談^{しみんそうだん}室^{しつ}（市役所本庁舎^{しやくしょほんちようしゃ} 2階^{かい}）

| えつらんばしよ 閲覧場所 | しつむじかん 執務時間 |
|------------------------------|--|
| ア ぎょうせいじょうほうせんたー 行政情報センター | へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時40分 |
| イ かくしみんせんたー 各市民センター | へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時15分 |
| ウ あかし そうごうまどぐち 総合窓口 | へいじつ じ じ どにちしゅくじつ だい にちようび 平日は 9時～20時、土日祝日（第3日曜日 を除く）は 9時～17時15分まで |
| エ しみんそうだんしつ 市民相談室 | へいじつ じ ふん じ ふん 平日の 8時55分～17時40分 |

(5) いけん ていしゅつほうほうおよ ていしゅつさき
意見の提出方法及び提出先

しよしき じゆう いけん ていしゅつ かた じゅうしよ しめい ねんれい でんわばんごう
書式は自由です。意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号・

めーるあどれす だんたいどう ばあい だんたい めいしゅうおよ だいひょうしや しめい かなら
メールアドレス（団体等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名）」を必ず

きにゅう い か ほうほう ていしゅつ
記入し、以下の方法でご提出ください。

ていしゅつさき ていしゅつ か き ほうほう ねが
【提出先】 提出は下記の①～④のいずれかの方法でお願いします。

① ゆうそう
郵送

〒673-8686

あかししなかさき ちようめ ばん ごう
明石市中崎1丁目5番1号

あかししせいさくきょくしみんそうだんしつしみんそうだんがかり あて
明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

② ふあつくす
ファックス

FAX 078-918-5102

あかしせいさくきょくしみんそうだんしつしみんそうだんがかり あて
明石市政策局市民相談室市民相談係 宛

※ 送信後、078-918-5002 へ着信確認のお電話をお願いします。(聴覚

しょうがい 障害があるなど、お電話が難しい場合は、着信確認は不要です。)

③ 電子メール

soudan@city.akashi.lg.jp

④ 窓口

あかしせいさくきょくしみんそうだんしつしみんそうだんがかり も
明石市政策局市民相談室市民相談係までお持ちください。

(〒673-8686 あかししなかさき ちょうめ ばん ごう しやくしょほんちょうしゃ かい
明石市中崎1丁目5番1号 市役所本庁舎 2階)

うけつけじかん へいじつ じ ふん じ ふん
受付時間：平日の8時55分～17時40分

(6) 注意事項

① 電話等による口頭での意見提出は受け付けません。

※視覚障害があるなど、ご自身で意見を書くことが難しい場合は、

お電話でお話しいただいた内容を担当者が聞き取り、代筆します。

② 「(5)意見の提出方法及び提出先」の①～③のすべてにおいて、「(仮称)

あかしし よういくひ かん じょうれい あん いけん
明石市こどもの養育費に関する条例(案)についてのご意見であること

を明記してください。

③ 提出いただいたご意見への個別の回答は行いませんのでご了承ください

い。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市の

ホームページにて公表します。

(7) 個人情報の取り扱いについて

- ① 提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名等の権利利益を害するおそれがある情報等公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。
- ② 個人情報については、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。
- ③ 住所、氏名、電話番号等は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

(8) お問い合わせ先

明石市政策局市民相談室市民相談係

TEL：078-918-5002

FAX：078-918-5102

E-mail:soudan@city.akashi.lg.jp